

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（NGN接続ルールに係る省令等改正に対応した接続約款等の措置）に係る情報通信行政・郵政行政審議会への諮問について

（諮問第3002号）

<目 次>

1	諮問書	1
2	申請概要	2
3	審査結果	7

別添

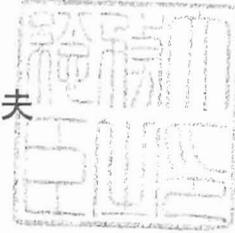
- 接続約款変更認可申請書（写）（東日本）
- 接続約款変更認可申請書（写）（西日本）



諮問第3002号
平成20年9月30日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 根岸 哲 殿

総務大臣 鳩山 邦夫



諮 問 書

東日本電信電話株式会社から平成20年9月24日付け東相制第08-64号により、及び西日本電信電話株式会社から同日付け西相制第89号により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づく接続約款の変更の認可申請があった。

これらについて審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められる。よって、同条第2項の規定により認可することとしたい。

上記のことについて、法第169条第1号の規定により諮問する。

II 主な変更内容

1 経緯

- (1) 総務省では、NGN答申に基づき、平成 20 年 7 月に関係省令等を改正し、
- ① NGN及びひかり電話網の第一種指定電気通信設備の指定対象への追加
 - ② NGN等に係るアンバンドル機能及び標準的接続箇所の追加
 - ③ 網機能提供計画の届出対象外であるイーサネットスイッチ等に係る情報提供時期の明確化等
- を行ったところである。
- (2) なお、NGN等に係るアンバンドル機能については、接続料原価の算定に必要なコストドライバの検討等に時間を要することから、電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部を改正する省令(平成 20 年総務省令第 80 号)の附則において、それぞれ以下の日までは接続料の設定を要しないこととされている。
- ルーティング伝送機能(特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能を除く。)
平成 21 年 3 月 31 日
 - イーサネットフレーム伝送機能
平成 22 年 3 月 31 日

2 措置内容

(1) ひかり電話網のIGS接続の接続条件等の設定

- 現在、ひかり電話網のIGS接続の接続料は、相対取引で決定した上で、NTT東西と約 30 社の接続事業者が相互接続協定を締結しているが、今回、ひかり電話網が、第一種指定電気通信設備に指定されたことから、本来であれば、その接続料は、コストに適正利潤を加えた事業者間均一の料金とすることが必要となる。
- しかし、平成 20 年 7 月に接続料規則が改正され、「ひかり電話網のIGS接続機能」の接続料は、「NGNのIGS接続機能」と一体として「関門交換機接続ルーティング伝送機能」として規定されたものの、その接続料は、接続料原価の算定に必要なコストドライバ等の検討に時間を要することから、平成 20 年度内はコストに適正利潤を加えた事業者間均一料金で設定をしなくてもよいこととされた。
- このため、NTT東西は、ひかり電話網のIGS接続の接続料について、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金が設定可能となるまでの間は、接続事業者との相対取引で当該機能の接続条件等を暫定的に設定することとしており、その旨を接続約款の附則に規定するものである。

(2)中継局接続の接続条件等の設定

NGNの中継局ルータ及び地域IP網の中継局ルータで他事業者網と接続する形態(中継局接続)について、それぞれの標準的接続箇所及び接続料等を規定する必要があるため、接続約款の変更を行うものである。

なお、地域IP網の中継局接続に係る規定の整備は、NGN答申において、NTT東西の地域IP網同士を接続したIPv6サービスは、収容局接続から中継局接続の形態に整理替えすることが適当との考え方が示されたことを踏まえ行うものである。

①標準的接続箇所の追加及びこれに伴う用語の定義の追加

- 標準的接続箇所として、NGNの中継局ルータと地域IP網の中継局ルータを追加。この際、両中継局ルータを区別して規定する必要があることから、NGN用の中継局ルータを「一般中継局ルータ」、地域IP網用の中継局ルータを「特別中継局ルータ」として、それぞれ用語の定義を追加。
- これに伴い、主としてインターネット接続サービスを提供する事業者用の標準的接続箇所について、従来の「中継局ルータ」から「ISP接続用ルータ」に名称変更。
- また、新たに第一種指定電気通信設備に指定された「SIPサーバ」の定義も追加。

②接続料(網使用料、網改造料、工事費)

- NGN及び地域IP網の中継局接続の網使用料については、接続料原価を算定するために必要なコストドライバ等の検討に時間を要することから、上述のように、平成20年度内は、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金で設定をしなくてもよいこととされた。
- このため、NTT東西は、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金が設定可能となるまでの間は、接続事業者との相対取引で暫定的に網使用料を設定することとしており、その旨を接続約款の附則に規定するものである。
- また、中継局接続に関し、接続インタフェースを設けるために必要な網改造料やIPアドレス等を登録するための工事費を規定する接続約款の変更も併せて行う。当該費用の算定は、実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年度接続料等の改定の際に認可(平成20年3月27日付け総基料第4号)した設備管理運営費比率等及び作業単金を用いて接続約款に規定する算出式により行うこととしている。

③技術的条件

- 一般中継局ルータにおける接続については、インタフェースとして10G-POS(POSプ

ロトコル)及び 1000BASE-LX(ギガビット Ethernet プロトコル)を採用し、レイヤ3プロトコルとしては、IPv4、IPv6 又はその両方に対応しており、いずれのインタフェースも、IETF、IEEE 等の標準に準拠した内容となっている。

- 特別中継局ルータにおける接続については、インタフェースとして 1000 BASE-LX を採用し、IETF、IEEE 等の標準に準拠した内容となっている。

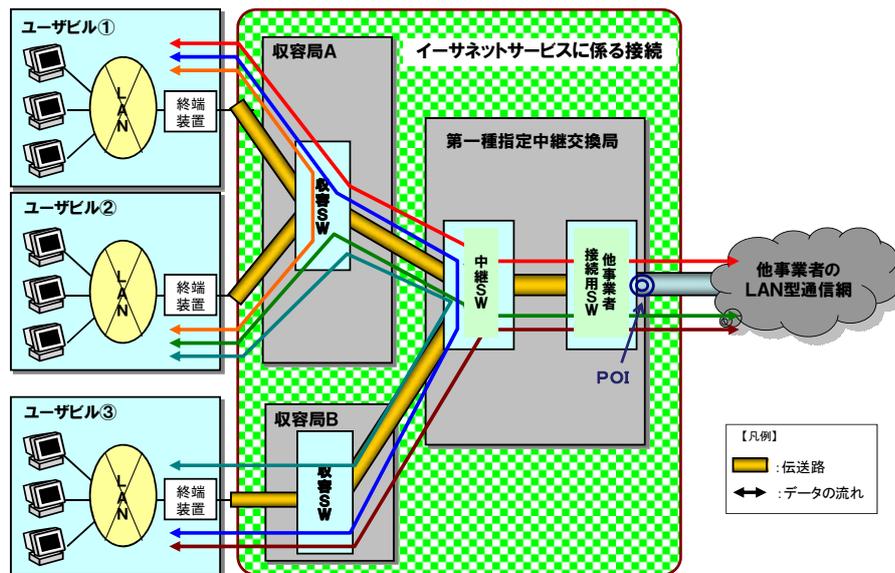
(3)イーサネット接続の接続条件等の設定

イーサネット接続に関する標準的接続箇所及び接続料等を規定する必要があるため、接続約款の変更を行うものである。

①標準的接続箇所の追加及びこれに伴う用語の定義の追加

- 標準的接続箇所として、中継局イーサネットスイッチを追加。

- これに伴い、「イーサネットスイッチ」及び「LAN型通信網」について用語の定義を追加。



②接続料(網使用料、網改造料、工事費)

- イーサネット接続の網使用料(PVC(Permanent Virtual Circuit)タイプ)については、接続料原価を算定するために必要なコストドライバ等の検討に加えて、システム改修が必要であることから、平成 21 年度までは、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金で設定をしなくてもよいこととされた。

- このため、NTT東西は、上記検討やシステム改修が終了し、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金が設定可能となるまでの間は、イーサネット接続の網使用料は設定せず、イーサネットサービスの利用者料金は、ぶつ切り料金(役務区間単位料金)とすることとしており、その旨を接続約款の附則に規定するものである。

- また、イーサネット接続に関し、接続インタフェースを設けるために必要な網改造料やルーティング設定等情報を登録するための工事費を規定する接続約款の変更も併せて行う。当該費用の算定は、実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年度接続料等の改定の際に認可(平成20年3月27日付け総基料第4号)した設備管理運営費比率等及び作業単金を用いて接続約款に規定する算出式により行うこととしている。

③技術的条件

物理インタフェースとして IEEE802.3 規格の 10GBASE-LR、1000BASE-SX 及び 1000BASE-LX に準拠しており、いずれの規格も、IETF、IEEE 等の標準に準拠した内容となっている。

(4)イーサネットスイッチ及びSIPサーバに関する情報開示時期等の設定

平成20年7月に行った電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)及び平成13年総務省告示第395号(以下「情報開示告示」という。)の改正を踏まえ、以下の二点に関し、接続約款の変更を行うものである。

① 網機能情報提供対象装置の対象追加

「イーサネットスイッチ」及び「SIPサーバ」は、網機能提供計画の届出対象外となったが、情報開示告示の改正により、新たな網機能を導入する場合に情報提供を行う対象設備として追加された。これを踏まえ、主に以下の情報を提供する設備(網機能情報提供対象装置)に、両設備を追加する旨の接続約款の変更を行うものである。

- (1) NTT東西の電気通信設備と接続事業者の電気通信設備との間及びNTT東西の電気通信設備と利用者の端末設備との間のインタフェースの物理的な仕様
- (2) 通信プロトコルに関する情報
- (3) 利用者の端末設備の認証に関する方式と情報
- (4) 提供予定時期、提供予定エリア及び想定される利用形態等
- (5) 通信用建物の名称及び所在地

② 情報開示時期の明確化

■情報開示告示の改正を踏まえ、上記①の情報提供を行う設備については、新たな網機能を導入する場合、当該機能の提供予定時期の90日前までに上記①の情報を開示する旨の接続約款の変更を行うものである。

■なお、総務大臣の承認を受け、当該日数を短縮する場合がある旨も併せて規定する。

審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、
 接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年
 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとお
 り審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)ア)	適	IEEE、IETF 等の標準に準拠しており、適正かつ明確に定められているものと認められる。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)イ)	適	接続料（網改造料）は接続料規則 4 条に規定する機能ごとに定められており、適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)ウ)	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)エ)	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)オ)	適	接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続及び標準的期間等が（具体的に定められており、適正かつ明確に定められていると認められる。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)カ)	—	該当事項なし
7 他事業者が屋内配線を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)カ)	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)カ)	適	工事費は、接続料の原価の算定方法に基づき算定することとしており、適正かつ明確に定められていると認められる。
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5	—	該当事項なし。

号及び審査基準第 15 条(1)㍑		
10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、施行規則第 15 条の 2 ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	適	<p>料金表に定める接続料は、接続料規則第 4 章の規定に基づいて算定された原価に基づき算定することとしており、公正妥当なものとして認められる。</p> <p>ただし、I G S 接続機能(ひかり電話網)等の接続料については、今般の申請において、当面の間、接続料規則に定める方法により算定されないことが明記されているが、当該機能は、平成 20 年度又は 21 年度内は、接続料規則に定める方法による接続料算定が不要とされているため、現時点においては問題ないと考えられる。</p>
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	—	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。